

学校において予防すべき感染症一覧

第一種の感染症

○出席停止期間：治癒するまで。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、（痘瘡）

第二種の感染症

○出席停止期間：感染症ごと個別に定められている。

ただし、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、

第三種の感染症

… 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定

○出席停止期間：症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157, O-26, O-111 など様々なベロ毒素産生性大腸菌）、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

その他の感染症

… 学校では通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定めている。
（必ず出席停止を行うべきというものではない）

感染症胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症など）
サルモネラ感染症（腸チフス・パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、
マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、EBウイルス感染症、
溶連菌感染症（主にA群溶血性レンサ球菌感染症）、伝染性紅斑（りんご病）、RSウイルス感染症、
単純ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、 等

※ 記載されていない感染症については、必要に応じて厚生労働省や国立感染症研究所のウェブサイトを参照されたい。

保 護 者 様
年 部 氏名 _____ さん

医師氏名